

## パブリックコメントの実施結果について

中央環境審議会自然環境部会自然公園のあり方検討小委員会報告書素案について、平成20年12月19日（金）から平成21年1月19日（月）までパブリックコメントを実施した。

意見提出のあった個人・団体の数は45であり、寄せられた意見を項目別に整理したところ、のべ意見数は137件あった。その内訳は以下のとおりである。

### 1 意見提出者の内訳

	メール	FAX	郵送	合計
個人	16	1	3	20
団体	16	7	2	25
計	32	8	5	45

## 2 項目別の意見数

のべ意見数： 137

項 目	意見数
1 はじめに	0
2 国立国定公園をめぐる現状と課題	5
2-(1) 保護に関する状況と課題	2
2-(1) 海域の保全	7
2-(1) 生態系の維持回復	7
2-(1) 風致景観の阻害要因	4
2-(1) 生態系ネットワークの構築	3
2-(1) 地球温暖化の影響対策	7
2-(2) 海域利用の多様化への対応	1
2-(2) 公園利用者に対するきめ細かいサービスの提供	11
3-(1) 国立・国定公園における生物多様性保全の充実	2
3-(1)-① 海域保全の充実	12
3-(1)-① 海中から陸域に連続した海域保全	1
3-(1)-① 海域の自然環境に応じたきめ細かな保全	3
3-(1)-② 予防的順応的な手法による生態系管理の充実等	7
3-(1)-② 包括的な生態系管理の実施	7
3-(1)-② 生態系管理上必要な規制の拡充	2
3-(1)-③ 自然公園の果たす生物多様性の保全の役割の明確化	2
3-(2) 風致景観の保護のための施策の充実	7
3-(3) 安全で快適な利用の推進の観点からの施策の充実	6
3-(3) 公園事業施設における公園利用者サービスの充実	7
3-(3) 適正な海域利用の推進	2
3-(4) 必要な措置の拡充に伴う現地管理体制の充実	8
3-(5)-① 中長期的課題への対応 (生態系ネットワークの構築、地球温暖化対策)	1
3-(5)-② 自然環境保全法との連携	2
3-(5)-③ 自然環境に対する国民の保全意識の高揚と保護 地域の保全方策の充実	10
4 今後の進め方	1
その他	10
総計	137

中央環境審議会自然環境部会自然公園のあり方検討小委員会  
報告書案に対する意見の要旨と対応の考え方

項目番号	意見の要約	対応の考え方(案)
1 はじめに		
2 国立国定公園をめぐる現状と課題	良く整理されていると思います。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
	現状の概観に、海洋基本計画において対応すべき課題とされた「漂流・漂着ゴミ」の概観についても盛り込むべきである。	ご意見の趣旨を踏まえて、2(1)(海域の保全)に次の文章を追加します。「さらに、近年、漂着ゴミが国立・国定公園内の海岸利用を損ない、風致景観の悪化の原因となる等、問題も生じている。」
	浅海域だけではなく、情報の少ない深海や沖合いの保全について記述していただきたい。	今回の検討の対象は、自然公園制度であり、海洋保全施策全般を検討の対象とするものではないことから原案のとおりとします。
	後段で述べられている、国立公園における人的な体制の充実や、樹木の幹を損傷するような悪質な被害の発生についても、2において課題として挙げておくべきと考えます。	ご意見にある「3(4)必要な措置の拡充に伴う現地管理体制の充実」については、「3自然公園法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置」の前提として、共通的に措置すべきものと整理しています。また、「3(5)③自然環境に対する国民の保全意識の高揚と保護地域の保全方策の充実」については、自然環境保全地域で顕在化した課題であり、国立・国定公園の課題として整理した2においては記述していませんが、原案においても趣旨を表しているものと考えます。
	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」の理念、決議に基づき、湿地の賢明な利用、CEPA(広報・教育・普及啓発)を推進する必要性を明記すること。	ご意見の趣旨を踏まえて、「とりわけ浅海域での保全の充実が課題となっており、さらに <u>海域の保全に関する理解の一層の促進を図る必要性も指摘されているところである。</u> 」と修文します。
2-(1) 保護に関する状況と課題	この「状況と課題」に独立した項目「公共施設・事業と自然公園法(仮)」を置き、公共施設・事業に対する「自然公園法」が果たすべき役割・機能はいかにあるべきか、という見方からの状況と課題をまとめるべきです。	ご意見の趣旨は、これまでの自然公園行政において取り組まれており、引き続き適切に取り組まれていくべきものと考えます。
	自然保護法が適用されていない地域に対しても、適用地域に準じての「自然の状態や重要性に応じて人為的な行為を法的に規制することによって、保護対象への影響を排除、軽減し、自然環境の保全を図る」べきです。	本報告書案は、自然公園制度についての課題と必要な措置について検討とりまとめを行ったものです。

2- (1) 海域の保 全	<p>藻場、干潟については、漁場として利用され、持続可能な利用のための水生生物資源の保全に重要な役割を担ってきた。現在、漁業者等がその機能維持・回復に資する保全活動を実施しているが、これらの活動とも連携を図り、総合的な取り組みを展開する必要がある。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、「生物多様性保全上重要であり、<u>漁場としても水産資源の持続可能な利用の場として重要な役割を担ってきた浅海域の生態系である干潟、藻場、サンゴ礁について、</u>」と修正します。また、総合的な取り組みの展開する必要については、3(1)国立・国定公園における生物多様性保全の充実に含まれるものと考えます。</p>
	<p>一般的に、海域、とりわけ浅海域の保全は当該地域での活動のみならず、公害を初めとする陸上の活動の影響を受けるので、適所で言及していただきたいが、一例として当該項目でその旨言及していただきたい。</p>	<p>ご意見の趣旨は、3(1)①海域保全の充実に含まれるものと考えます。</p>
	<p>「陸域」「海域」を別個に考えては生態系の保全は難しいと思います。特に島嶼部では「特別地域」「特別保護地区」「利用調整地区」以外の、新しい視点による保護措置が必要だと思えます。</p>	
	<p>浅海域だけではなく、情報の少ない深海や沖合いの保全について記述していただきたい。</p>	<p>本報告書案は、浅海域の保全の重要性、自然公園制度での対応の可能性等の観点から検討されたものです。</p>
	<p>様々な要因により海洋生態系の劣化が進む中、人為的な行為によって失う生態系の代替として保護増殖や移植事業に頼るのではなく、今残されている自然環境と景観を守りぬくことが可能な時代に即した新たな海中公園地区制度の措置を希望します。</p>	<p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>
	<p>干潟・砂浜の管理の徹底見直しをお願いします。</p>	
<p>資料として引用されている、自然環境保全基礎調査の精度の向上と公開の迅速性を強く希望します。</p>		
	<p>シカの生息分布域や個体数は、地域によっては減少したところもあり、全体では増えているとは言えない。また、増加したところがあるのは拡大造林の失策が原因なので、そのことを明記すべき。</p>	<p>近年、地域個体群においてニホンジカの生息分布や個体数が減少しているという報告はないですが、ご意見の趣旨を踏まえて、「一方、近年、<u>全国的なシカの生息分布の拡大や個体数の増加により、</u>」と修正します。なお、増加の原因については複合的なものであると考えられています。</p>
	<p>今回のブナ損傷の行為は、マナーの問題であり、無意味な場所での傷つけは、近年では珍しく、その行為は罰せられるべきものではあるが、これまで通り、指導の強化をさらに図る事で十分と思われる。したがって、目下、検討中の規制強化による罰則規定等を設けることには反対である。</p>	<p>3(5)③自然環境に対する国民の保全意識の高揚と保護地域の保全方策の充実に記載のとおり、再発防止のための方策については、総合的に検討し、必要となる措置を講じる事が重要と考えます。</p>
	<p>法的規制は制限しすぎると逆効果。地元委員へ緩和的に移譲権をゆだねる方が良策と思えます。私どもで保護推進している絶滅危惧種の魚「ハリヨ」は地元の親子によって蘇りました。</p>	<p>ご意見の趣旨は本項目に含まれるものと考えます。</p>

2-1) 生態系の維持回復	藻場、干潟については、漁場として利用され、持続可能な利用のための水生生物資源の保全に重要な役割を担ってきた。現在、漁業者等がその機能維持・回復に資する保全活動を実施しているが、これらの活動とも連携を図り、総合的な取り組みを展開する必要がある。	ご意見の趣旨は、3(1)①海域保全の充実に含まれるものと考えます。
	森林生態系のアンブレラ種であるクマ(ツキノワグマ・ヒグマ)を天然記念物にし、狩猟と有害駆除を禁止すべき。	本報告書案は、基本的に自然公園制度についての、課題と必要な措置についてを対象としております。
	人間は自然を管理できないし、管理できるというのなら相手は自然ではないので、能動的管理の箇所は削除すべき。	必要に応じ、自然環境を適切に能動的管理することについては、第三次生物多様性国家戦略をはじめ、広くその必要性が認められているものと考えます。
	自然公園の風致景観の重要な要素である生態系の維持回復が急務となっているならば、森林管理と保全という根本的な問題に対しても、従来の行政部署に囚われない能動的な取り組みが必要ではないでしょうか。	自然公園を担当する行政部署と森林管理を担当する行政部署による連携と役割分担による取り組みを引き続き進めることが必要と考えます。
2-1) 風致景観の阻害要因	風致景観の阻害要因として「民間の宿舎や休憩所」だけが挙げられているが、風致風景の阻害要因として「登山道等歩道の荒廃」、「自然生態系の荒廃」も大きな要因であることから、加筆すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえ「このような公園事業施設の不適切な管理の問題は、公園の風致景観の維持のみならず、利用の快適性を阻害する要因」と修正します。
	「風致景観上の支障となっている事例が見られる。」という指摘の事例として、放置された標識など小規模なものも加えるべきと考えます。	ご意見の趣旨は施設管理の視点から2(2)公園利用者に対するきめ細かいサービスの提供に含まれるものと考えます。
	風景景観の阻害要因となる対象物を幅広くとらえる必要がある。	
	国立公園等の山岳地帯の森林限界上における山小屋施設(特に営業小屋)の過度な設置が風致景観の悪化を招いているケースが少なからず存在し、結果として公共の価値を損ねているとの声が一部国民の間でも認識されており、当該報告書にもその議論を盛り込むべきと考えます。	自然公園の利用上必要な施設の整備に当たって、風致景観の保護上の支障がないよう措置することは、これまでも制度の基本であり、今後とも同様であると考えます。
2-1) 生態系ネットワークの構築	海域においても保護区のネットワーク構築を進める。	ご意見の趣旨は、3(5)①中長期的課題に含まれるものと考えます。
	島嶼地域の生態系ネットワークは、海と森と川の一連のつながりの中でこそ構築されるのであり、各箇所の部分的な保護策では対応不可能と考えます。	ご意見の趣旨は、3(1)①海域保全の充実等に含まれるものと考えます。
	国立公園に隣接する国有林の天然林部分を、林野庁と協議し、積極的な保全に取り組んでください。民有林についても、制度新設も検討し、一体的な緑の回廊の確保をお願いいたします。	自然公園を担当する行政部署と森林管理を担当する行政部署による連携と役割分担による取り組みを引き続き進めることが必要と考えます。

2-1) 地球温暖化の影響対策	地球温暖化対策はグローバルな環境政策として重要であり、自然公園内に多く存在する地熱地帯をCO2排出量が最も少ない地熱発電のために活用すべきである。(計5件)	ご意見の趣旨は、自然公園の目的である優れた自然の風景地の保護の観点からの対応が必要と考えます。
	地球温暖化対策については、自然公園内の自然エネルギーの活用が不可欠であり、特に、地熱エネルギーの活用が効果的と考える。環境とエネルギーの共存を目指し、自然公園の指定の見直し、再配置及び規制について、課題として検討すべきである。	ご意見の趣旨は、自然公園の目的である優れた自然の風景地の保護の観点からの慎重な対応が必要と考えます。 なお、自然公園の指定の見直し・再配置等については、国立・国定公園の総点検事業において適切に行われるものと考えます。
	貴重な酸素の供給源であり、生物多様性溢れる森林の伐採やサンゴ礁の破壊が許されるならば自然公園の地球温暖化に果たすべき役割は無に帰すると思われます。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
2-2) 海域利用の多様化への対応	優れた自然環境を有する海域においては利用の集中や動力船による不適切な利用により、サンゴ礁や海鳥等の野生生物の生息等への影響が生じることのないように、わが国における伝統的な人と海との関わりの中に持続可能な利用を図ってきた歴史を再評価し、浅海域については環境保全の観点を明確にし、海域利用の多様化に備える必要があります。	ご意見の趣旨は、3(1)①海域保全の充実等に含まれるものと考えます。
	管理計画書に明記された公園計画歩道の整備は必ず実施する旨明記すべきである。	各地域における施設の整備及び管理については、それぞれの地域の実情に応じ、具体的に検討され適切に行われるべき性格のものと考えます。
	報告書案に賛成の立場での要望意見です。十和田八幡平国立公園内の南八甲田の登山道については、ここ20年程ほとんど手をつけず荒れるにまかせている。刈り払い等速やかな法整備を望みます。	
	以下の内容が必要かと考えます。 「多様化する利用の中で、自然公園地域における事故に対する管理責任と自己責任の問題が利用者へのサービス提供に対して、1つの障害となりつつある。」	ご意見の趣旨は、登山道等の維持管理についての更なる検討とともに、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。

2-(2) 公園利用者に対する きめ細かいサービスの提供	<p>国民のニーズである自然とのふれあいを進めるために、今以上に解説員等の登用をするべき、安全で快適な等の歩道管理が曖昧すぎる、歩道管理の技術基準を明確化、公園計画の整備に歩道の路盤整備は実施する！を明記すべき。</p> <p>4段落目の「充実を図りつつ、」の後に「地域ごとに多様な特性を生かした整備を進め、様々な」と補うなど、様々な利用者の多様なニーズに対応するために、画一的でない多様な整備を行う方針を示すべきと考えます。</p>	<p>ご意見の趣旨は、これまでの自然公園行政においても取り組まれており、引き続き地域の実情に応じ適切に取り組まれていくべきものと考えます。</p>
	<p>海外からの訪問者や「障害者」へのサービスにおいても、わが国の自然公園固有な価値と仕組みへの理解を基礎に、きめ細かいサービスを提供すべきです。</p> <p>情報提供のシステム化がのぞまれます。景勝地を解説する看板や資料が、もっとそのフィールドで、自然の要素や人の暮らしとの関係がわかるような整理、プレゼンテーションが必要と思います。</p>	<p>ご意見の趣旨は、3(3)安全で快適な利用の推進の観点からの施策の充実に含まれるものと考えます。</p>
	<p>「様々な公園利用者に対応したきめ細かな対応が求められている。」という点は非常に重要であるので、その内容をより具体化していくべきです。</p>	<p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>
	<p>原生的な体験を望む人々に対する施設整備(撤去)を考慮する必要がある。</p>	
	<p>地域住民の「地域知」や環境の固有性を活かしたプログラムの強化。 一般論的な解説だけでなく、その地域の歴史・文化、地域知を活かしたプログラムが期待されます。現在のエコツアーや環境学習プログラムもいいのですが、そういった独自性をもっと出れば、ほかの自然公園も訪問する気持ちになると思います。</p>	
	<p>自然保護をすかないという地域でも、地域が参加できれば、自然公園に指定されている意味を理解し、利益を享受できると、誇りもわいてくると思います。</p>	
3-(1) 国立・国定公園における 生物多様性保全の 充実	<p>公共施設・事業に対する「自然公園法」が果たすべき役割・機能はいかにあるべきか、という見方からの状況と課題及び自然保護法が適用されていない地域に対しても、適用地域に準じて自然の状態や重要性に応じて人為的な行為を法的に規制することによって、保護対象への影響を排除、軽減し、自然環境の保全を図ることについて、指摘していただきたい。</p>	<p>本報告書案は、基本的に自然公園制度についての、課題と必要な措置を対象としております。</p>
	<p>実質的には自然公園法は、生物多様性への大きな貢献をしていますが、残念ながら、法的な制度としては盛り込まれておらず、今回、是非とも陸域から海洋までの一連の生物多様性保全の対策を盛り込んで下さい。</p>	<p>ご意見の趣旨は、3(1)①海域保全の充実等に含まれるものと考えます。</p>

3-(1)- ① 海域保全 の充実	①海域保全の充実の記述に「近年、海域外で発生した海洋ごみが大量に漂着し、生物や景観等への甚大な被害を与えている。よって海洋ごみの回収や発生抑制策の推進を図るべきである。」を追加すべきである。	ご意見の趣旨を踏まえて、3(2)風致景観の保護のための施策の充実に次の文章を追加します。「また、国立・国定公園内の海岸及び海域の公園利用や風致景観の阻害要因となっている漂着ゴミ対策について、関係機関との連携の下、海岸の美化清掃活動の重点的実施等の取り組みを進める必要がある。」	
	海洋汚染対策及び漂流漂着物対策をおこなうこと。		
	従前からある漁業を新たに規制し、漁業者の生活を脅かすように制度にならないよう、①、②の双方において、今後予定される自然公園法改正にあたって「漁業との共存」の趣旨を徹底されることを要望する。	ご意見の趣旨は、3(1)①海域保全の充実等に含まれるものと考えます。	
	公園内の海浜の環境を保全するには、公園外 の海砂利の大規模な採集も規制されなければ、 その景観も生態系も守れない。海域への栄養と 砂の供給源である森と河川及びその流域につ ながる海底を包括的に保全の対象とし、必要 な規制措置を講ずる必要がある。海域でのレク レーションにおいては、生息する動植物が公園 の重要な要素であり、その生活に配慮した節度 ある利用を積極的に広報するなどの措置が必要。 保護区指定に関しては、漁業者と共に不断 に議論し、また漁業活動を規制すべき側面にお いては、漁業者の生活を脅かすことを回避する 必要な措置も考慮すべき。		
	自然公園による新たな海域保護区設定にあ たっては、生態学的なゾーニング設定と漁業資 源管理、流域を含めた保全が必要である。		
	「水の流れに加えて、土砂の流れも海域の多様 な生物の生息」は文言が適切ではなく、多大な 誤解を招く表現であり、次の下線部のように修 正願う。「水の流れに加えて、 <u>森林や土壌由来 の栄養塩や砂礫等の流れも海域の多様な</u> 」		第三次生物多様性国家戦略を参考にしつつ、委員会での意見を踏まえた記述としており、適切なものと考えます。
	生物多様性条約第8回締約国会議での目標設 定に照らし合わせ、我が国においても海中公園 地区に準じる区域を浅海域の少なくとも10%に 増加すべきである、との記述を盛り込むこと。		本報告書案は、自然公園制度についての課題と必要な措置について検討とりまとめを行ったものです。海洋保護区のあり方に関する別途の検討を踏まえる必要がある分野と考えます。
自然公園法に海洋環境保全における離島の重 要性を明確に位置づけること。	離島を含む島嶼生態系の保全は、第三次生物多様性国家戦略にも位置付けられており、自然公園を含め各般の施策はこれに沿った対応を着実に進めることとされていると考えます。		



	<p>国立・国定公園の周辺海域における不当な大規模漁業資源採取を制限すること。</p>	<p>ご意見の趣旨は、まずは漁業関係の法令等に基づく対応が必要と考えます。</p>
	<p>地域主体の保全活動を支援する仕組みを構築すること。</p>	<p>ご意見の趣旨は、3(4)必要な措置の拡充に伴う現地管理体制の充実に含まれるものと考えます。</p>
	<p>記述に、土砂管理を入れていただき、どうもありがとうございました。 地形の基盤そのものが崩壊している自然公園の事例は枚挙にいとまがありません。</p>	<p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>
	<p>生物多様性の保全と持続的な利用について、石垣島や知床以外の海域の国立公園についても、ぜひ「具体的に」進めるための検討の場づくりをしていただきたいと思います。</p>	
3-(1)-① 海中から陸域に連続した海域保全	<p>海岸のエコトーンへの認識は重要課題です。砂浜についても、記述の補強をお願いします。</p>	<p>ご意見の趣旨は、3(1)①(海中から陸域に連続した海域保全)等に含まれると考えます。</p>
3-(1)-① 海域の自然環境に応じたきめ細かな保全	<p>調査捕鯨およびイルカ猟の禁止を盛り込むべき。</p>	<p>本報告書案は、自然公園制度についての課題と必要な措置について検討とりまとめを行ったものです。</p>
	<p>海域の自然や利用の特性を見極めるための、調査や管理の手法、方法論を見直し、改善・開発が必要と思います。</p> <p>自然公園の区域の範囲や内容を周辺の行政ともっと共有を進めていただけるようお願いいたします。明確な地図に落とし、海岸、河川、山林の管理者とも共有し、地形基盤や生態系の保全をすべきと思います。 (例:北海道の野付崎海岸など)</p>	
3-(1)-② 予防的順応的な手法による生態系管理の充実等	<p>国定公園内で私どもは、私有林を維持。一カ所は切り抜き後、補植がうまくできず天然林が侵入。一カ所は植林、林道整備、堰を多く設置。結果、前期が生態快適な地に、人間は適度がよい。</p>	<p>自然環境の状況に応じた維持管理が必要と考えます。</p>
	<p>外来種は、一度野生化してしまうとどうしようもないので、駆除しても税金の無駄遣いで終わる。駆除ではなく、国内への外来種輸入規制やペット業者への販売規制を行うべき。</p>	<p>外来種対策については、捕獲を含め外来種規制に関する他法令とも連携した対応が必要と考えます。</p>
	<p>包括的な生態系管理の実施には、「公園計画」策定に住民やNGO等が参画し、合意形成の場を設定するなど策定方法を根本的な見直す必要がある。</p>	<p>公園計画の策定に関して、幅広い意見を聴くことについては既に取り組まれているところです。ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>
	<p>予防的・順応的な生態系管理のためには、事後調査(モニタリング)だけではなく事前の科学的調査(インベントリー)を行うことが重要である。</p>	<p>ご意見の趣旨は、3(1)②予防的順応的な手法による生態系管理の充実等に含まれるものと考えます。</p>

<p>シカの食害については、モニタリングを行いその結果、幅広い参画を得て対策を推進するという対応では遅すぎます。別項に掲げて、具体的な規制の緩和と、遺伝子保護のための防護柵の設置、駆除等の予算措置を講ずることを明記して頂きたい。</p>	<p>シカによる農林業被害への対応は、既に鳥獣保護管理制度等において対応されていると考えていますが、国立公園等での自然植生被害への対応についても、モニタリングにより生息状況等を把握し、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を迅速かつ適切に実施していくため必要な措置を本報告書案に盛り込んだところ です。</p>	
<p>予防的順応的管理の考え方を重要視することは非常に評価されることです。</p>	<p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>	
<p>予防的順応的管理の実施には、データの充実と、判断力のある人材育成が不可欠です。</p>	<p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>	
<p>3-(1)-② 包括的な生態系管理の実施</p>	<p>調査結果に基づいての作業では、対応遅れになることが多々発生済み。臨機応変手だてできる方策も必要。自然や生き物は待ってくれない。</p>	<p>調査結果等を踏まえながら、順応的な対応を講じる事が必要と考えます。</p>
	<p>磐梯朝日国立公園においては、「何をモニタリングするか」「どのようなモニタリングが適当か」などについて、エコツーリズムモデル事業期間中に検討されたが、実施には至っていない。適切な予算措置のもとに「必要な事業内容」を定め実施すべきである。</p>	<p>地域の実情に応じた対応が必要と考えます。ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>
	<p>生態系の管理に際しては、IUCN(2004)などを元に、現状把握 → 将来ビジョンの共有 → 管理計画の策定 → 実施とモニタリング → 評価とフィードバックのシステムを取り入れ、実効性のあるものとする、と明記する。</p>	<p>ご意見の趣旨は本項目に含まれると考えます。なお、地域の実情に応じた対応を進めることが必要と考えます。</p>
	<p>(前略)国をはじめ地方公共団体、NPO、「当該海域に関連する農林水産関係機関、民間企業」等の幅広い主体の参画を得つつ(後略)と、修正すること。</p>	<p>ご意見の趣旨は本項目に含まれると考えます。なお、地域の実情に応じた対応を進めることが必要と考えます。</p>
	<p>「参画」という言葉を用いるならば、計画策定段階からNPO等の参加を認める必要がある。</p>	<p>具体的な計画策定に当たっては、計画対象に応じ適切な方法による必要があると考えます。</p>
	<p>環境モニタリングは非常に重要。包括的管理のためのモニタリング技術や方法論の開発、人材育成が必要。</p>	<p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>
	<p>地方分権の時代だからこそ、環境モニタリングは国の責務としては如何か。地方分権ではよほどうまくシステムや人がいない限りは、越境的、広域的で、且つ、永続的な仕組みの維持は困難。</p>	<p>国と地方の連携による実施を効果的に進めることが適切と考えます。</p>
	<p>3-(1)-② 生態系管理上必要な規制の拡充</p>	<p>近視的に見て制限するのではなく、GPS等利用しながら、地質や林質、沢の管理方法や針広混交林のバランスに目を向けてほしい。それにより生態系管理の充実が図れると、経験済み。</p>
<p>裏磐梯地区においては特別保護地区ではない湖沼でブラックバスの繁殖が問題となっており、早期に外来種に対する規制を強化すべき。</p>		<p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>

<p>3-(1)- ③ 自然公園 の果たす 生物多様 性の 保全の役 割の明確 化</p>	<p>自然公園における規制計画(特別地域、普通地域等の区分)の作成・見直し手法を生物多様性保全及び生態系ネットワークの形成を踏まえたものにする必要がある旨明記されたい。</p>	<p>自然公園の保護規制計画は、風致景観の維持を図ることで生物多様性保全等に資するものであると考えます。</p>
<p>3-(2) 風致景観 の保護の ための施 策の充実</p>	<p>生物多様性の屋台骨と位置づけるからには、「生物多様性の保全」を自然公園法の目的条項に明文化すべきである。</p>	<p>ご意見の趣旨は本項目に含まれるものと考えます。</p>
<p>公園事業施設以外の工作物についても管理者に措置を求める制度を制定する必要がある旨、国立・国定公園内における風力発電施設の設置について許可基準の明確化を図る必要がある旨、明記されたい。</p>	<p>ご意見の趣旨は、現行自然公園法においても対応できるものと考えます。</p>	
<p>現在、国有林の間伐材利用ができていないようですが、近隣の公・民有林も含めて、地域の方々に託して修繕をお願いすれば、愛着のある施設として維持改善されることと思います。</p>	<p>国立公園施設においては、間伐材利用を進めています。</p>	
<p>裏磐梯地区においても経営破綻により放置され廃屋化した施設が多く見られ景観阻害の要因となっている。これらの適切な処分を推進する規制措置が必要。</p>	<p>ご意見の趣旨は本項目に含まれるものと考えます。</p>	
<p>風致景観の保護のための施策として「廃屋化しているような宿舎」への対応だけが例示されているが、風致景観の保護のためには「登山道等歩道」、「自然生態系」への対応も記述すべきである。</p>	<p>ご意見の趣旨については、「登山道等歩道の荒廃」については、施設管理の視点から3(3)安全で快適な利用の推進の観点からの施策の充実として含まれるものと考えます。なお、自然生態系についての課題については、3(1)国立・国定公園における生物多様性保全の充実に含まれるものと考えます。</p>	
<p>「放置され、極端な場合は廃屋化しているような宿舎等の公園事業施設は、風致景観の保護上問題である。」という指摘の事例として、放置された標識など小規模なものも加えるべきと考えます。</p>	<p>ご意見の趣旨は施設管理の視点から3(3)安全で快適な利用の推進の観点からの施策の充実として含まれるものと考えます。</p>	
<p>風景景観の阻害要因となる対象物を幅広くとらえる必要がある。</p>		
<p>国立公園等の山岳地帯の森林限界上における山小屋施設(特に営業小屋)の過度な設置が風致景観の悪化を招いているケースが少なからず存在し、結果として公共の価値を損ねているとの声が一部国民の間でも認識されており、当該報告書にもその議論を盛り込むべきと考えます。</p>	<p>自然公園の利用上必要な施設の整備に当たって、風致景観の保護上の支障がないよう措置することは、これまでも制度の基本であり、今後とも同様であると考えます。</p>	

3-(3) 安全で快適な利用の推進の観点からの施策の充実	「国民が国立公園の優れた自然環境と適切な形でふれあうことができるように、国立公園の主要な利用拠点において自然環境の状況に応じた施設のバリアフリー化を推進する」とありますが、自然環境にアクセスするための設備には、利便性よりも環境負荷を出来るだけ減らしたものにしたい。	自然環境の保全を図りつつ自然景観の質に応じた適切な公園利用の場の確保を引き続き行う必要があると考えます。環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
	自然公園内の利用状況及び利用の集中等による自然環境への影響の状況についてきめ細かく把握することが必要という趣旨の文章を追加し、自然公園の資源管理に必要なモニタリングデータセットの構築を目指すべきです。	ご意見の趣旨は、これまでの自然公園行政においても取り組まれており、引き続き適切に取り組まれていくべきものと考えます。
	きめ細かいサービスの提供や多様な利用ニーズへの対応に向け、各地域のあるべき利用の目標像を具体化・明確化し、できる限り公園計画に明記していくべきです。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
	ある程度の整備が進んだ地域を対象に、適度な整備と適度な利用調整を組み合わせる制度を検討するなど、利用調整の視点を取り入れた方向性を打ち出すべきと考えます。	
	以下の内容が必要かと考えます。 「国立公園の原生に近い自然環境においては、自己責任での利用を前提とした施設整備や利用者サービスを提供することが望ましい。」	
原生的な体験を望む人々に対する施設整備(撤去)を考慮する必要がある。		
ビジターセンターの位置づけ、目的を「博物展示施設」から「国立公園の環境教育拠点、ボランティア活動拠点」にしていくべきである。	ビジターセンターは、国立公園内の環境教育やボランティア活動の拠点としての機能を果たしているものと考えます。ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。	
安全で快適な利用の推進を図るため、自然公園の利用に最も基本的な施設である歩道について「機能(登山、探勝、散策)や周辺の自然景観に応じ、積極的な維持管理、整備を行う」と明記するべきである。	ご意見の趣旨は、これまでの自然公園行政においても取り組まれており、引き続き適切に取り組まれていくべきものと考えます。	

3- (3) 公園事業 施設にお ける 公園利用 者サービ スの充実	2つめの段落「特に、国立～実現する必要がある。」は、「(4)必要な措置の拡充に伴う現地管理体制の充実」に記述すべき内容であるので、移動すべきである。	(4)必要な措置の拡充に伴う現地管理体制の充実は、審議会での議論を踏まえ直轄施設の管理運営だけでなく国立公園全体の管理体制について述べており、ご意見の趣旨は、本項目において記述することが適切と考えます。
	施設を整備する方向の取組が記載されていますが、利用者の一層の集中を招く可能性があることから、必要な場合には利用の分散を図る誘導策を講じるなど、利用調整を図る方向の取組も記載すべきです。	本報告書案では、利用集中対策として必要な整備に触れているものであり、ご意見の趣旨は本項目に含まれるものと考えます。
	直轄施設の有料化を含めた「受益者負担」の考え方の導入が必要ではないか。標識や解説資料(さらには解説員)の多言語化を早期に進める必要がある。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
	「きめ細かで質の高い管理運営」をめざす方向性に賛同します。今後、より具体化した内容が記載されることを期待します。	
有料サービスを含めたサービス範囲の拡大など、是非積極的な制度を図って下さい。		
3- (3) 適正な海 域利用の 推進	一般利用者による影響だけでなく、海洋開発も考慮すべき。	本項目では、自然公園法第15条に規定される利用調整を念頭に置いたものです。
	現状把握、原因究明、対策協議と実行、効果検証をステークホルダー(事業者、管理者、NGO等)とともに実施すると同時に利用者への普及啓発、技術指導を実施する必要がある、措置について具体的に記載する。	ご意見の趣旨を踏まえて、「 <u>海域においても、適正な利用の推進に関する理解の促進とともに、陸域同様に～</u> 」と修正します。
3- (4) 必要な措 置の拡充 に伴う現 地管理体 制の充実	現地管理体制は報告書案の内容では現地作業の作業量に限界があり不十分。登山道荒廃への対応等自然公園施設の管理運営には「人員、資金の積極的な確保」や、「整備・管理技術の確立」を明記するべきである。	ご意見の趣旨は本項目に含まれるものと考えます。
	現地管理体制は報告書案の内容では現地管理の作業量に限界があり不十分である。登山道荒廃への対応等自然公園施設の管理運営を行うためには「利用者負担」を明記するべきである。	ご意見の趣旨は、登山道等の維持管理についての更なる検討とともに、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
	グリーンワーカー事業の拡充は望ましいことである。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。

	<p>2006年現在約2791名の自然公園指導員を委嘱しているが、役割、待遇を見直すとともに拡充を図り、環境省や関係機関との連携を強化することで自然公園の適正な管理を推進する、と追記する。</p> <p>既存の資金調達(グリーンワーカー事業)、人材の枠組み(アクティブレジャー、自然公園指導員など)にとらわれず、必要に応じて新たな資金調達、人材育成の措置をとる、と追記する。</p> <p>環境省の地方事務所の強化を希望します。</p> <p>ボランティアへの過度の依存は見直した方が良いと思います。</p> <p>管理手法や現場の体制などを、丁寧に見直していく必要があると思います。</p>	<p>ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。</p>
<p>3-(5)-① 中長期的課題への対応 (生態系ネットワークの構築、地球温暖化対策)</p>	<p>地球温暖化対策については、自然公園内の自然エネルギーの活用が不可欠であり、特に、地熱エネルギーの活用が効果的と考える。環境とエネルギーの共存を目指し、自然公園の指定の見直し、再配置及び規制について、課題として検討すべきである。</p>	<p>ご意見の趣旨は、自然公園の目的である優れた自然の風景地の保護の観点からの対応が必要と考えます。</p>
<p>3-(5)-② 自然環境保全法との連携</p>	<p>生態管理は広い視野で、地域協力のきめ細かい対応が必要。無鉄砲な管理をされるとあぶなくて山の手入れに入りづらい(シカより散弾銃や猟犬が怖い)。若木や希少種は保護柵を検討。</p> <p>シカによる自然植生への被害は、安易な頭数管理ではなく、行きすぎたスギの人工林の間伐やもとの自然に近い森復元など、棲息地復元で対応すべき。</p>	<p>鳥獣の保護管理は、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策を適切に実施していくことが必要と考えます。</p>

<p>3-(5)- ③ 自然環境 に対する 国民の保 全意識の 高揚と保 護地域の 保全方策 の 充実</p>	<p>遺産地域内に於いてブナの幹や樹木を損傷した行為は遺憾であり、再発防止のため意識の高揚などは必要である。しかし保全を前提とした利用、自然との触れ合いには法的規制はそぐわない。</p> <p>巡視員にある程度の権限(入山許可証の提示を求めることができる)を与える。入山者は巡視員から許可証の提示を求められた場合はすみやかに提示する義務をおう。</p> <p>再発防止のために自然環境保全意識の高揚など必要な措置は講じなければならないが、法的規制の強化には反対である。(計2件)</p> <p>白神山地自然環境保全地域内等における、悪質な樹木への損傷や、禁漁河川区域での悪質な密漁等に対する取り締まりの強化並びに、関係職員等への逮捕権等など再発防止に向けた執行権の付与について。</p> <p>白神山地には、昔からナタメは数多く有る。今回の傷はその数からいって許すことができません。しかし、このことをもって直ちに法で処罰する、入山を規制するとういう措置には反対です。普及活動に力を入れるべきである。</p> <p>法的規制等により、自然環境の保全が図られてきたことに対する一定の評価はしますが、日常的な人間活動まで法的に規制し、環境を保全しようとする考え方には賛同できません。</p> <p>白神世界自然遺産地域への更なる規制強化処置ではなく、真に効果のある自然保護思想の啓発事業の展開とボランティアに頼らない職業としての巡視、監視体制を図るべき。</p> <p>単なる規制強化による対応ではなく、地域住民を含めた関係者・関係団体と関係機関が一体となった利用者等の意識の向上、入山マナーの徹底等を通じた再発防止の方向性を打ち出していきたいと存じます。</p> <p>白神山地世界遺産地域において樹木の幹を損傷する悪質な被害が発生したことに鑑み、地域や関係機関が一体となって保全意識の高揚を図る措置は必要であるが、その手段として法的な規制強化は行うべきではない。</p>	<p>関係機関や地域の方々等と協力、連携して、巡視の強化や普及啓発の徹底を図ることも含め、再発防止のための方策について、総合的に検討したうえで、必要な措置を講じるべきと考えます。</p>
<p>4今後の 進め方</p>	<p>全体として、「現状と課題」および「講ずべき措置」についての確に書かれていると思います。従い4章をもっと具体的に書き込める事を期待しております。</p>	<p>講ずべき措置については、自然公園法の改正、予算措置等、所要の措置を環境省において具体的に検討して対応するものと考えます。</p>

その他	全体的に良く書き込まれていると評価します。1点、国立公園内での利用における利用者の自己責任について言及すべきと思いました。	ご意見の趣旨は、登山道等の維持管理についての更なる検討とともに、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
	ニツ森登山道入口にある展望台と、山頂の藪化について、伐採刈り払いの許可をすべき。	各地域における管理については、それぞれの地域の実情に応じ、具体的に検討され適切に行われるべき性格のものと考えます。
	高知県立白髪山自然公園内でのシカによる被害状況が、回復不可能と危惧している。林野庁と環境省で垣根を解消して情報共有を進め、管理担当職員は現地の実態を知るべき。	都道府県立自然公園の管理は、当該都道府県が担っていると承知しています。なお、白髪山付近は国指定剣山山系鳥獣保護区に指定されており、関係機関と連携しながら環境省においてもニホンジカに関する対策を講じています。
	境界を設定してそれ以上は道路を造ったり、車を入れさせない。車があるから大量の人間が入り自然が汚れるのである。	自然環境の保全を図りつつ自然景観の質に応じた適切な公園利用の場の確保を引き続き行う必要があると考えます。
	「中央環境審議会自然環境部会(第5回)自然公園のあり方に関する中間答申」を反映させるため、自然公園が抱える現実的な問題点を解決する視点から整合を確認し、報告書案に必要な事項を加えるべきである。	中間答申については、平成14年度の自然公園法改正において反映されているとともに、その後の個別事業において、それぞれ取り組まれているものと考えます。
	自然公園法の目的に「生物多様性保全」を明記すべき。海域において、有用魚種のみではない生物多様性全体の調査が必要。	自然公園法の目的への生物多様性保全の明記に関するご意見の趣旨は、3(1)③自然公園の果たす生物多様性保全の役割の明確化に、生物多様性全体の調査に関するご意見の趣旨は3(1)②予防的順応的な手法による生態系管理の充実等に、それぞれ含まれるものと考えます。
	保護地域に関する国際協力と生態系サービスの経済学的評価に関するプロジェクトを立ち上げるべきである。	ご意見の趣旨は、環境省において今後の施策の参考にされるものと考えます。
	レクリエーションの体験を確保するためのゾーニングの設置や、保護規制計画内での地種区分という枠組みを越えて利用規制計画をも包含する新たな地種区分の検討が必要。計画策定段階から幅広い住民参加を前提とする抜本的な制度変革が必要。	
海と陸とのつながりや海域の自然環境に応じたきめ細かな保全の方法を取り入れるなど以前と比べて大きく前進しており、今後の取り組みに期待します。		
他の海域の法制度との整合性の検討や、現場の実務の運用の法律解釈の支援は急務だと思います。		
※意見の要約については、原則として寄せられた意見にある「意見の要約」を抜粋しているが、「意見の要約」が記載されていない場合等においては、事務局において意見の趣旨を尊重しつつ意見の要約として簡潔にとりまとめた。		